

地震に備えましょう

いつ起きてもおかしくない災害について知識を深め、それに対処する準備が大切です。地震への対策をまとめましたので、参考にしてください。

地震が発生した時には「家具は必ず倒れるもの」

阪神・淡路大震災や新潟中越地震、東日本大震災、熊本地震などでは、多くの方が倒れてきた家具の下敷きになって亡くなったり、大けがを負うなどしています。

地震では「家具は必ず倒れるもの」と考えて対策をしましょう。



- ・寝室や子ども部屋では、ベッドの近くや室内にできるだけ家具を置かないようにする。家具を置く際には、倒れたときに下敷きにならない向き、入り口をふさがない場所に置く。
- ・テレビや食器棚、冷蔵庫などの大きい家具が倒れないようにL字金具やワイヤー、つっぱり棒などで固定する。
- ・枕元など手の届くところに、懐中電灯やスリッパ、ホイッスルなどを準備しておく。

その他にも、物が散乱していると、けがのもとになるだけでなく、こんろやストーブから火が燃え移る可能性があります。不要な物は処分するなど整理整頓し、火の周りには物を置かないようにしましょう。

また、家の中の戸を閉め切らないでおくことにより、落下物や倒れてきた家具、地震による家の傾きなどで戸が開かなくなることを防ぐことができますので、できるだけ開けておける戸は開けておきましょう。

地震が発生したときの身の守り方を知っておく

地震はいつどこで発生するか分かりません。緊急地震速報などで事前に強い揺れが来ることを知ることはできませんが、速報が出てから強い揺れが来るまでわずかな時間しかありません。

慌てず身の安全を確保しましょう。



- ・大きな家具から離れ、座布団や枕で頭を保護したり、丈夫な机の下などに隠れる。
- ・商業施設などでは、陳列棚や、つり下がっている照明から離れ、係員の指示に従う。
- ・エレベーターでは、すぐに最寄りの階に降りる。
- ・自動車運転中は、急にスピードを落とさずにハザードランプを点灯し、周囲に注意を促す。また、状況を見て道路の左端に停車し、揺れが収まるまで車内で待つ。
- ・外にいる時は、看板、ガラス、電柱、自動販売機などの落下したり倒れたりする物の近くから離れる。

ライフラインの停止や避難に備える

地震が発生したときには、水道、ガス、電気などの供給が止まってしまう可能性があります。普段から飲料水や食べ物などを備蓄し、いざというときにすぐに持ち出せるよう準備しておくことが大切です。

備蓄品と持ち出し品一覧

- 飲料水
- 食料品（米、パン、缶詰、ビスケット、粉ミルクなど）
- 懐中電灯
- 電池
- カイロ
- ガスこんろ
- ストーブ
- 灯油
- 毛布
- ティッシュ
- トイレtpペーパー
- ろうそく
- マスク（無い場合は鼻や口を覆うハンカチ等）
- 印鑑
- 救急道具
- アルコール消毒液（無い場合はウェットティッシュ等）
- 体温計
- 免許証
- 保険証
- モバイルバッテリー
- 10円玉を多く用意しておく（公衆電話は災害時に優先的につながるようになってます） など



他にも、家族で避難方法や避難場所、連絡方法などについて話し合い、離れ離れの場合でも、どのようなことに注意すればよいか話し合うことも大切です。

以上のことに気を付け、いつ起こるか分からない災害に備えましょう。

問合せ／防災・交通担当（内線2116・2117）



春の行楽期の交通安全運動

6月8日(火)から17日(木)までの10日間、春の行楽期の交通安全運動を実施します。

交通ルールとマナーを守り、安心安全なまちを目指しましょう。

問合せ／防災・交通担当 (内線2116・2117)

重点項目

- 1 子どもと高齢者の安全確保
- 2 飲酒運転の根絶
- 3 スピードダウン
- 4 シートベルトの全席着用
- 5 居眠り運転の防止
- 6 自転車の安全利用
- 7 安全意識の向上

夏場の火災の危険 火遊びには注意

これから夏に向けて、花火やバーベキューなどを行うことが多くなります。そこで注意しなければいけないのが、火の後始末です。火の後始末を怠ると延焼して野火が起こる可能性があります。

火を使い終わったら、消えているか最後まで確認してください。

また、飛び火して火事になることもありますので、花火やバーベキューなどを行う際は、水バケツなどを用意して、いつでも消火できる準備をしてから、安全に楽しみましょう。



問合せ／予防課 TEL 75-2200

ドクターヘリの離着陸について

ヘリの離着陸時には砂ぼこりが舞う可能性がありますので、付近の住民の方は家の窓を閉め、洗濯物や飛散しやすい物は一時撤去していただくようお願いします。ヘリ離着陸場の使用に伴い、一般車両の通行を一時的に制限する場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

(救急係 TEL 75-0366)

令和3年度

「危険物取扱者保安講習」の開催

■受講対象者

- ① 継続して危険物の取扱作業に従事している場合
 - 前回、保安講習を受講した日以後における最初の4月1日から3年以内に受講が必要
(平成31年3月31日以前に受講された方)
- ② 危険物の取扱作業に従事していなかった方が、従事することになった場合
 - 新たに従事することになった日から1年以内に受講が必要
- ③ ②に該当する方で、従事することとなった日から遡って過去2年以内に免状の交付または講習を受けている場合
 - 免状の交付日または講習日以後における最初の4月1日から3年以内に受講が必要

※保安講習受講義務のある方が受講しなかった場合は、消防法第13条の2の規定により免状の返納を命ぜられることがありますので、上記に該当する方は必ず受講してください。

※危険物の取扱作業に従事していない危険物取扱者は、受講する義務はありません。

消防法第13条の23の規定による危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者の保安に関する講習が、次のとおり実施されます。

■講習日時、受講対象者

- 8月6日(金)
- ・午前9時30分から午後0時30分
給油取扱所以外の施設の危険物取扱者が対象
- ・午後1時30分から午後4時30分
給油取扱所の危険物取扱者が対象

■講習場所

中標津町総合文化会館

■申込締切

7月27日(火)

■申込書の配布場所

消防本部または最寄りの消防署

問合せ／

根室北部消防事務組合 消防本部

TEL72-9114

別海消防署 予防課 TEL75-2200